

わかりやすい更生保護

更生保護便覧'19

2019年（令和元年）10月1日刊行しました！

5年ごとの全面改訂



第1章 保護観察のあらまし

保護観察は、犯罪をした者や非行のある少年を、地域社会の中で通常の生活を営ませながら、保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた民間施設志願者である保護司が連携して、一定の期間、決められた約束ごと、すなわち遵守事項を守るよう指導監督するとともに必要な補導援助を行うことにより、その者の改善更生を図ろうとするものである。保護観察の対象及び期間は、4-1表のとおりであり、保護観察の流れは4-1図のとおりである。

4-1表 保護観察の対象及び期間

種別	保護観察の対象となる者	保護観察の期間
保護観察処分少年(1号観察)	家庭裁判所の決定により、保護観察科に付された少年	保護処分決定の日から当該少年が18歳になるまでの期間。ただし、例外あり。
少年保護観察(2号観察)	地方更生保護委員会の決定により、少年院からの保護観察を命じられた少年	保護処分の日から当該少年が18歳になるまでの期間。なお、少年院に在籍する場合は、少年院の退院まで。
保護観察科(3号観察)	地方更生保護委員会の決定により、刑務施設からの保護観察を命じられた者	保護処分の日から当該観察が完了するまでの期間。なお、少年院に在籍する場合は、少年院の退院まで。
保護観察科執行猶予者(4号観察)	法務省の長官により、執行猶予を命じられた者	執行猶予の執行を命じられた日から、執行猶予の期間満了の日までの期間。ただし、執行猶予の執行を命じられた日から、執行猶予の期間満了の日までの期間。
個人更生施設保護観察(5号観察)	地方更生保護委員会の決定により、個人更生施設からの保護観察を命じられた者	保護処分の日から観察期間満了までの期間。

4-1図 保護観察事件の流れ図

■ A5判 152ページ

■ 頒価 500円(送料別)

‘19年版では、第10部として「再犯防止の推進」、第11部として「国際社会への発信」を新たに加え、統計資料は可能な限り最新の数値を掲載しています。更生保護便覧は、更生保護についてわかりやすく解説し、基本的な知識を習得していただく教材として制作しています。

更生保護をこれから学ぼうという方にお勧めの1冊です。

■ お申込みは、FAX 又はホームページからお願いいたします。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9

更生保護法人 日本更生保護協会 ☎ 03-3356-5721

FAX 03-3356-7610

日本更生保護協会 図書

検索